

用語の説明

用語の説明

1 調査の概要

(1) 医療施設調査

ア 調査の目的

病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の対象

- ・静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- ・動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分した医療施設

ウ 調査の時期

- ・静態調査 3年ごとの10月1日
- ・動態調査 毎月(10月1日から1年間(開設・変更等のあった都度))

(2) 病院報告

ア 調査の目的

本調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査事項

- ・患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
- ・従事者票 病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

ウ 調査の時期

- ・患者票 毎月(1月から1年間)
- ※従事者票は平成29年から調査事項を3年毎に行われる医療施設静態調査に移行

(3) 医師・歯科医師・薬剤師調査

ア 調査の目的

本調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の時期

2年ごとの12月31日現在

(4) 衛生行政報告例

ア 調査の目的、沿革

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

平成12年度より厚生省報告例(衛生関係)が廃止になり、衛生行政報告例として実施。平成14年1月より母体保護統計が衛生行政報告例に統合。

イ 報告の種類、事項

年度報、隔年報(就業医療関係者)

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患(難病)関係、狂犬病予防関係

(5) 地域保健・健康増進事業報告の調査結果について

ア 調査の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 備考

平成11年度より地域保健事業報告と老人保健事業報告が統合され、地域保健・老人保健事業として実施された。平成20年度より老人保健法の改正に伴い、地域保健・健康増進事業報告として名称変更された。

ウ 調査結果

調査結果については、以下の「厚生労働省」ホームページ、または「政府統計の総合窓口(e-Stat)」から閲覧できる。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>

2 ホームページによる統計資料閲覧

(1) 厚生統計の調査結果が閲覧可能なホームページ

政府統計の総合窓口(e-Stat) <http://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

(2) 沖縄県衛生統計年報が閲覧可能なホームページ

沖縄県保健部医療政策課 <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/iryoseisaku/>

3 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
統計項目があり得ない場合	•
比率等が微少(0.05未満)の場合	0.0、0
減少数又は減少率を意味する場合	△

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
一 般 診 療 所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
歯 科 診 療 所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精 神 科 病 院	精神病床のみを有する病院
一 般 病 院	精神科病院以外の病院(平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く。)

(3) 地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院(「医療法」(昭和23年法律第205号)第4条)

(4) 医育機関

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究附属病院も含む。

(5) 病床の種類

精 神 病 床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感 染 症 病 床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
結 核 病 床	結核の患者を入院させるための病床
療 養 病 床	病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一 般 病 床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
介 護 療 養 病 床	療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規程によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

(6) 開設者の分類

大分類	小分類
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関)
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他法人

(7) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

(8) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(9) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(10) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

※年間日数365日(閏年の場合は366日)

(11) 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

平成29年は365日
平成28年は366日

(12) 病床利用率

$$\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

(13) 月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(14) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床等については、次式による

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\begin{array}{cccc} \text{年間} & & \text{年間} & \\ \text{新入院} & + & \text{退院} & + \\ \text{患者数} & & \text{患者数} & \\ \text{+ 同一医療機関内の} & & \text{+ 同一医療機関内の} & \\ \text{他の病床から} & & \text{他の病床へ} & \\ \text{移された患者数} & & \text{移された患者数} & \end{array} \right]}$$

(15) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(16) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間(残業は除く)を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間(残業は除く)}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

5 利用上の注意

本年報に収録した各統計の出典は、厚生労働省の「医療施設調査」「病院報告」「医師・歯科医師・薬剤師調査」「衛生行政報告例」であり、これらの情報を本県で分類・集計・加工したものである。

(1) 数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、以下のとおりである。

なお、人口推計については、総務省、沖縄県がそれぞれに推計しているため、一致しないことがある。

	医療施設調査、病院報告	医師・歯科医師・薬剤師調査
都道府県単位	「人口推計(平成29年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)	「人口推計(平成28年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)
市町村・保健所単位	「沖縄県推計人口(平成29年10月1日現在)」の総人口(出典:沖縄県統計課)	「沖縄県推計人口(平成28年10月1日現在)」の総人口(出典:沖縄県統計課)

(3) 平成25年4月1日に那覇市が中核市に移行したことに伴い、那覇市保健所が開設され、中央保健所が廃止された。保健所の管轄区域も変更されたため、那覇市保健所、南部保健所、中央保健所の年次推移の単純比較が難しい場合がある。

二次保健医療圏	保健所	保健所管轄市町村	
		平成24年3月31日まで	平成25年4月1日から
北部保健医療圏 (1市1町7村)	北部保健所	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
中部保健医療圏 (3市3町5村)	中部保健所	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	
南部保健医療圏 (5市5町6村)	中央保健所 ※	那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	(廃止)
	那覇市保健所 ※	—	那覇市
	南部保健所 ※	糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古保健医療圏 (1市1村)	宮古保健所	宮古島市、多良間村	
八重山保健医療圏 (1市2町)	八重山保健所	石垣市、竹富町、与那国町	

6 比率の算定に用いた人口

(1) 平成29年度

「人口推計(平成29年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	126,706	61,655	65,051
1 北海道	5,320	2,506	2,814
2 青森県	1,278	600	678
3 岩手県	1,255	604	651
4 宮城県	2,323	1,136	1,188
5 秋田県	996	468	528
6 山形県	1,102	531	571
7 福島県	1,882	932	951
8 茨城県	2,892	1,442	1,450
9 栃木県	1,957	974	983
10 群馬県	1,960	968	992
11 埼玉県	7,310	3,648	3,662
12 千葉県	6,246	3,103	3,143
13 東京都	13,724	6,760	6,964
14 神奈川県	9,159	4,569	4,590
15 新潟県	2,267	1,098	1,169
16 富山県	1,056	511	544
17 石川県	1,147	556	591
18 福井県	779	378	401
19 山梨県	823	403	421
20 長野県	2,076	1,012	1,064
21 岐阜県	2,008	973	1,035
22 静岡県	3,675	1,810	1,866
23 愛知県	7,525	3,764	3,761
24 三重県	1,800	877	923
25 滋賀県	1,413	697	716
26 京都府	2,599	1,242	1,357
27 大阪府	8,823	4,241	4,583
28 兵庫県	5,503	2,624	2,879
29 奈良県	1,348	635	712
30 和歌山県	945	444	501
31 鳥取県	565	270	295
32 島根県	685	330	355
33 岡山県	1,907	916	991
34 広島県	2,829	1,372	1,457
35 山口県	1,383	655	727
36 徳島県	743	354	389
37 香川県	967	469	499
38 愛媛県	1,364	645	719
39 高知県	714	336	377
40 福岡県	5,107	2,415	2,692
41 佐賀県	824	389	434
42 長崎県	1,354	636	718
43 熊本県	1,765	833	933
44 大分県	1,152	546	607
45 宮崎県	1,089	512	577
46 鹿児島県	1,626	763	863
47 沖縄県	1,443	709	734

「沖縄県推計人口(平成29年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,443,802	709,759	734,043
北部医療圏/北部保健所	101,228	50,856	50,372
中部医療圏/中部保健所	503,903	247,225	256,678
南部医療圏	732,546	358,676	373,870
那覇市保健所	318,941	154,382	164,559
南部保健所	413,605	204,294	209,311
宮古医療圏/宮古保健所	52,343	25,806	26,537
八重山医療圏/八重山保健	53,782	27,196	26,586
1 名護市	62,137	30,833	31,304
2 国頭村	4,808	2,430	2,378
3 大宜味村	3,009	1,566	1,443
4 東 村	1,640	894	746
5 今帰仁村	9,421	4,758	4,663
6 本部町	13,316	6,777	6,539
7 伊江村	4,197	2,138	2,059
8 伊平屋村	1,215	660	555
9 伊是名村	1,485	800	685
10 宜野湾市	96,825	47,102	49,723
11 沖 縄 市	140,825	68,357	72,468
12 うるま市	119,864	59,946	59,918
13 恩納村	10,756	5,464	5,292
14 宜野座村	5,655	2,817	2,838
15 金武町	11,267	5,620	5,647
16 読谷村	39,695	19,561	20,134
17 嘉手納町	13,639	6,599	7,040
18 北谷町	28,519	13,643	14,876
19 北中城村	16,303	7,888	8,415
20 中城村	20,555	10,228	10,327
21 那覇市	318,941	154,382	164,559
22 浦添市	114,309	55,477	58,832
23 糸満市	59,595	29,960	29,635
24 豊見城市	62,499	30,432	32,067
25 南城市	42,809	21,571	21,238
26 西原町	34,481	17,326	17,155
27 与那原町	19,106	9,181	9,925
28 南風原町	38,562	18,920	19,642
29 渡嘉敷村	740	403	337
30 座間味村	906	483	423
31 栗国村	730	428	302
32 渡名喜村	418	272	146
33 南大東村	1,337	768	569
34 北大東村	611	376	235
35 久米島町	7,536	4,006	3,530
36 八重瀬町	29,966	14,691	15,275
37 宮古島市	51,180	25,177	26,003
38 多良間村	1,163	629	534
39 石垣市	47,665	23,783	23,882
40 竹富町	4,053	2,108	1,945
41 与那国町	2,064	1,305	759

(2) 平成28年度

「人口推計(平成28年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	126,933	61,766	65,167
1 北海道	5,352	2,521	2,830
2 青森県	1,293	608	686
3 岩手県	1,268	610	658
4 宮城県	2,330	1,139	1,191
5 秋田県	1,010	474	536
6 山形県	1,113	536	578
7 福島県	1,901	941	960
8 茨城県	2,905	1,448	1,457
9 栃木県	1,966	978	988
10 群馬県	1,967	971	996
11 埼玉県	7,289	3,639	3,651
12 千葉県	6,236	3,099	3,136
13 東京都	13,624	6,717	6,907
14 神奈川県	9,145	4,565	4,580
15 新潟県	2,286	1,107	1,179
16 富山県	1,061	513	548
17 石川県	1,151	557	594
18 福井県	782	380	403
19 山梨県	830	406	424
20 長野県	2,088	1,017	1,071
21 岐阜県	2,022	979	1,043
22 静岡県	3,688	1,815	1,872
23 愛知県	7,507	3,755	3,752
24 三重県	1,808	880	928
25 滋賀県	1,413	697	716
26 京都府	2,605	1,246	1,359
27 大阪府	8,833	4,249	4,583
28 兵庫県	5,520	2,633	2,887
29 奈良県	1,356	640	717
30 和歌山県	954	449	505
31 鳥取県	570	272	298
32 島根県	690	331	358
33 岡山県	1,915	919	996
34 広島県	2,837	1,375	1,462
35 山口県	1,394	660	734
36 徳島県	750	357	393
37 香川県	972	471	502
38 愛媛県	1,375	650	725
39 高知県	721	339	382
40 福岡県	5,104	2,413	2,692
41 佐賀県	828	391	437
42 長崎県	1,367	642	725
43 熊本県	1,774	836	938
44 大分県	1,160	549	611
45 宮崎県	1,096	516	581
46 鹿児島県	1,637	768	869
47 沖縄県	1,439	708	732

「沖縄県推計人口(平成28年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

二次保健医療圏/ 保健所/市町村	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,439,913	707,984	731,929
北部医療圏/北部保健所	101,516	50,962	50,554
中部医療圏/中部保健所	502,314	246,679	255,635
南部医療圏	730,259	357,597	372,662
那覇市保健所	319,870	155,027	164,843
南部保健所	410,389	202,570	207,819
宮古医療圏/宮古保健所	52,164	25,686	26,478
八重山医療圏/八重山保健	53,660	27,060	26,600
1 名 護 市	62,017	30,780	31,237
2 国 頭 村	4,878	2,452	2,426
3 大 宜 味 村	3,024	1,557	1,467
4 東 村	1,683	924	759
5 今 帰 仁 村	9,549	4,804	4,745
6 本 部 町	13,441	6,841	6,600
7 伊 江 村	4,192	2,133	2,059
8 伊 平 屋 村	1,214	649	565
9 伊 是 名 村	1,518	822	696
10 宜 野 湾 市	96,903	47,315	49,588
11 沖 縄 市	140,506	68,157	72,349
12 う る ま 市	119,307	59,695	59,612
13 恩 納 村	10,714	5,469	5,245
14 宜 野 座 村	5,625	2,802	2,823
15 金 武 町	11,259	5,594	5,665
16 読 谷 村	39,681	19,585	20,096
17 嘉 手 納 町	13,671	6,653	7,018
18 北 谷 町	28,578	13,690	14,888
19 北 中 城 村	16,040	7,759	8,281
20 中 城 村	20,030	9,960	10,070
21 那 覇 市	319,870	155,027	164,843
22 浦 添 市	114,207	55,415	58,792
23 糸 満 市	59,121	29,677	29,444
24 豊 見 城 市	61,613	30,022	31,591
25 南 城 市	42,478	21,355	21,123
26 西 原 町	34,463	17,302	17,161
27 与 那 原 町	18,746	8,966	9,780
28 南 風 原 町	37,874	18,574	19,300
29 渡 嘉 敷 村	743	406	337
30 座 間 味 村	886	475	411
31 粟 国 村	743	424	319
32 渡 名 喜 村	424	274	150
33 南 大 東 村	1,341	778	563
34 北 大 東 村	615	380	235
35 久 米 島 町	7,647	4,037	3,610
36 八 重 瀬 町	29,488	14,485	15,003
37 宮 古 島 市	50,997	25,057	25,940
38 多 良 間 村	1,167	629	538
39 石 垣 市	47,562	23,656	23,906
40 竹 富 町	4,050	2,103	1,947
41 与 那 国 町	2,048	1,301	747